

かいらん																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税協会は幅広い公益事業を行っています

平成25年分 所得税・消費税等 確定申告相談会場

種別	納税協会(会員無料)	地区相談会場
会場	阿倍野納税協会 会議室	阿倍野産業会館 3階 会議室
相談日	2月17日(月)～ 3月17日(月) (土・日は休み)	2月17日(月)～ 3月4日(火) (土・日は休み)
受付時間	9時30分～15時30分	9時30分～15時30分

★12時から13時までは相談を行っていません。
★上記の会場では不動産の売買や贈与に関する相談は行っていません。



第202号
平成26年2月
発行所
公益社団法人阿倍野納税協会
阿倍野納税組合連合会
阿倍野区三明町2丁目10-32
TEL 06(6628)0366
FAX 06(6629)2451
e-mail abeno@nk-net.co.jp
http://www.nk-net.co.jp/abeno/

納税協会指針
納税協会は健全な納税者の団体として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献します

- 公益社団法人阿倍野納税協会では、近畿税理士会阿倍野支部のご協力を得て、平成25年分所得税・消費税等の確定申告相談を上記のとおり実施します。
- I 事前の準備**
売上・仕入、各経費項目等の集計を済ませておいて下さい。
- II 持参するもの**
・税務署から郵送の関係書類一式
・生命保険料控除証明書など、各種控除証明書
・直近2年分の所得税及び消費税等の申告書控え及び決算書控え
・印鑑
- III 申告相談**
会員・非会員を問いません。
費用その他
- IV 会員無料、会員以外の方は運営費用として6千円をご負担頂きます。**
・「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」の利用拡大にご協力をお願いします。

- e-Taxによる申告**
- ①本人送信
・住民基本台帳カード(電子証明つき)が必要です。
- ②代理送信
・税理士による代理送信も可能です。

○納税協会に加入しよう○
税金の相談は税理士先生が担当します。
経理や記帳についてアドバイスします。
「企業保障プラン」等の福祉制度を利用できます。
お問い合わせは・・・
〒545-1000
大阪市阿倍野区三明町2丁目10番32号
公益社団法人阿倍野納税協会
電話06(6628)0366

税務カレンダー

- 贈与税の申告 2月3日(月)～3月17日(月)
- 所得税の確定申告 2月17日(月)～3月17日(月)
- 消費税の確定申告 2月17日(月)～3月31日(月)
- 所得税第3期分振替納税日 4月22日(火)
- 所得税第3期分延納振替納税日 6月2日(月)
- 延納税額が12万円以上の場合、利子税がかかります。
- 消費税振替納税日 4月24日(木)

税務図書のご案内

公益社団法人阿倍野納税協会では各種の税務図書を取揃えております(会員割引制度有 一部除外有)。
▼平成26年3月申告用
「所得税の確定申告の手引」 定価2,000円+消費税
▼平成26年3月申告用
「一目でわかる医療費控除」 定価1,200円+消費税
当協会にお求めの書籍がない場合、取り寄せもいたします。
詳しくは阿倍野納税協会まで。

早 め に 申 告 早 め に 納 税

●納税協会 事業だより

決 算 説 明 会

と き 平成25年12月5日
場 所 阿倍野産業会館3階 会議室
内 容 確定申告に向けて決算書及び収支内訳書の作成方法の説明
参加者 個人事業者19名
講 師 近畿税理士会阿倍野支部所属 税理士
共 催 阿倍野税務署

決 算 期 別 法 人 税 説 明 会

と き 平成25年12月6日
場 所 阿倍野産業会館3階 会議室
内 容 決算期を迎える法人に各税のポイント及び留意点の説明
参加者 10月～1月に決算期を迎える 管内法人14社
講 師 阿倍野税務署法人課税第一部 門担当官

e i t a x 操 作 研 修 会

と き 平成25年12月13日
場 所 阿倍野産業会館3階 会議室
内 容 パソコン画面から直接操作する実践的研修会
参加者 17名
講 師 阿倍野税務署個人課税第一部 門担当官

源 泉 所 得 税 (年 末 調 整) 納 付 指 導

と き 平成26年1月8日～10日
場 所 阿倍野産業会館3階 会議室
内 容 年末調整の納付指導
参加者 91人
講 師 近畿税理士会阿倍野支部所属 税理士

第 16 回 理 事 会

と き 平成26年2月4日
場 所 ホテルアウイーナ大阪
報 告 事 項
 その1 会員の異動状況について
 その2 第3四半期会計報告
 その3 平成25年度決算見通しについて
 その4 加入勧奨について
 その5 第12回理事会以降の職務の執行状況について

討 議 事 項

第1号議案
 平成26年度事業計画(案)承認の件
 第2号議案
 平成26年度予算(案)たたき台について

「 租 税 教 室 」 の 開 催

と き 平成26年2月18日
場 所 大阪市立阪南小学校
内 容 講師自作のフリップおよび国税局制作の租税教育用DVDを使用
対 象 同小学校6年生133名
講 師 当会青年部会役員

税 務 相 談 の ご 案 内

毎週月・木の13時から16時まで、税理士が無料で相談に応じております。
 ご希望の方は、ご予約の上、お越し下さい。

近畿税理士会
阿倍野支部
 (阿倍野税務署北隣り)
 ☎(06) 6628-1030

● 個人の方に係る「復興特別所得税」のあらまし ●

I 制度創設の経緯は？

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」からの復興のため「復興特別所得税」が創設されました(法人に対しては「復興特別法人税」が創設されました)。

II 納税義務者は？

所得税を納める義務のある方は復興特別所得税を納める義務があります。

III 課税対象は？

平成25年から平成49年までの各年分の「基準所得税額」が課税対象となります。

IV 基準所得税額は？

上記IIの納税義務者の全ての所得に対する所得税額が基準所得税額となります。

V 課税標準は？

復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額です。

VI 復興特別所得税の計算は？

(算式) 復興特別所得税 = 基準所得税額 × 2.1%

(計算例) 120,000円(基準所得税額) × 2.1% = 2,520円(復興特別所得税額)

VII 確定申告は？

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告は、所得税と復興特別所得税を併せて申告します。
 振替納税を利用されている方は、その合計額が引き落とされます。

VIII 源泉徴収等は？

源泉徴収義務者の方は、給与等を支払う際には所得税と復興特別所得税を徴収し、納期限日迄に納付します。

★ 「復興特別所得税」の詳細についてのお問い合わせはお近くの税務署でお尋ねいただくか、国税局ホームページ (<http://www.nta.go.jp/osaka/>) をご覧下さい。

ワンポイント

◇ 復興特別所得税 ◇

融資のご案内

◎セーフティネット貸付
売上が減少するなど、業況が悪化している方

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
4,800万円以内	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は8年以内) 設備資金 15年以内	0.85~2.85%

お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。

◎新たに事業を始められる方・事業を始められて5年以内の方へ
(新企業育成貸付) 新規開業資金

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
7,200万円以内 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内 (特に必要な場合は20年以内)	0.55~3.85%

◎マル経融資(経営改善貸付)〔無担保・無保証人〕
商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
1,500万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1.60%

◎教育資金を必要とされる方へ
(国の教育ローン)

ご融資額	ご返済期間	利率(年利、固定)
学生・生徒おひとりにつき 300万円以内	15年以内 在学期間内で元金のご返済を 据え置くことができます。 (ご返済期間に含まれます)	2.35%

・ご利用にあたっては、世帯の年間収入(所得)等の要件に該当していることが必要です。

(いずれも利率は平成26年1月16日現在)



お問い合わせは…

日本政策金融公庫 阿倍野支店
国民生活事業(融資相談係)

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12
TEL.06-6621-1453 FAX.06-6621-1480

ダイレクト納付を 利用してみませんか

自宅やオフィスにインターネットを利用できる
パソコンがあれば、簡単な手順で利用することができます。

電子納税に電子証明書やICカードリーダーは不要です

簡単!

納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

イータダ

請求は自宅等の
パソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン
請求に、電子証明書やICカードリーダーが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

阿倍野税務署からの
お知らせ

阿倍野税務署からのお知らせ

確定申告

所得税及び復興特別所得税
贈与税

3月17日(月)まで

個人事業者の
消費税及び地方消費税


3月31日(月)まで

■ 申告と納税は期限内に

■ 納税は便利な振替納税で

確定申告期限間際になると税務署は大変混雑しますので、申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し、お早めにご提出ください。なお、混雑状況等によっては、申告相談の受付を17時より前に終了させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

阿倍野税務署では、土・日・祝日は閉庁しています。



e-Tax
データ送付!

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」で!!

又は
書面で提出!

www.nta.go.jp

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

* e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

◆申告指導会場の開設等

【地区相談会場】

場 所	開 設 日	開 設 時 間
阿倍野産業会館 3階 (税務署北隣)	平成26年2月17日(月)	午前9時30分～12時 (受付は午前11時30分まで) 午後1時～4時 (受付は午後3時30分まで) (ただし、土・日は休み)
	平成26年3月4日(火)	

【還付申告センター】

場 所	開 設 日	開 設 時 間
JR北新地駅前会場 (JR「北新地駅」東改札口 から右側へ約60m) (大阪駅前第2・第3ビル間 地下歩道)	平成26年2月4日(火)	午前9時30分～午後4時 (ただし、土・日・祝日は休み)
	平成26年2月28日(金)	

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください!

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

* 不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】阿倍野税務署 総務課 ☎06-6628-0221